

# 三款目公報

印鑑	印鑑
印鑑	印鑑

平成11年1月1日  
平成11年1月1日

四 次  
印鑑

三款目公報

平成11年1月1日付の三款目公報によれば、次のように記載されています。

平成11年1月1日

三款目公報

## 1 平成22年度山梨県一般会計予算

平成22年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ461,822,741千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)  
第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)  
第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。  
(一時借入金)

三款目公報  
平成11年1月1日

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

## 歳入

款	項	金額
1 県税		75,164,634
1 県民税		29,673,200
2 事業税		10,858,650
3 地方消費税		8,022,300
4 不動産取得税		2,293,700
5 県たばこ税		1,651,350
6 ゴルフ場利用税		1,014,250
7 自動車取得税		1,583,450
8 軽油引取税		6,223,400
9 自動車税		13,455,800
10 鉛区税		384
11 固定資産税		326,800

	12 獣 猥 税	52,100
	13 旧 法 に よ る 税	9,250
2 地 方 消 費 税 清 算 金		16,402,162
3 地 方 譲 与 税		10,602,001
1 地 方 法 人 特 别 税 譲 与 税		8,848,000
2 地 方 撥 発 油 譲 与 税		1,615,000
3 石 油 ガ 沢 譲 与 税		139,000
4 地 方 道 路 譲 与 税		1
4 地 方 特 例 交 付 金		1,291,000
5 地 方 交 付 税		120,356,000
6 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金		369,000

	1 交 通 安 全 対 策 金	369,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	3,539,452
8 使用料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	6,221,672
	2 手 数 料	4,461,329
9 国 庫 支 出 金		1,760,343
		55,456,003
	1 国 庫 負 担 金	18,843,274
	2 国 庫 補 助 金	34,824,615
	3 国 庫 委 託 金	1,788,114
10 財 产 収 入		619,582
	1 財 产 運 用 収 入	389,080
	2 財 产 売 払 収 入	230,502
11 寄 附 金		78,912

	1 寄附金	78,912
12 繰入金		54,384,866
	1 特別会計繰入金	28,799,493
	2 基本金繰入金	25,585,373
13 繰越金		
	1 繰越金	1
14 諸収入		27,000,456
	1 延滞金、加算金及び 料等	252,407
	2 県預金及び貸付金等 利子収入	55,503
	3 貸付金等償還金	22,118,836
	4 受託事業収入	882,389
	5 収益事業収入	2,997,525
	6 利子割精算金収入	98,047
7 雜収入		595,749

15 県 債		90,337,000
1 県 債		90,337,000
歳 入 合 計		461,822,741

## 歳出

款	項	金額
1 議 会 費	1 議 会 費	925,621
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	32,061,373
	2 企 画 費	12,411,494
	3 徴 税 費	10,857,900
	4 市 町 村 振 興 費	4,037,682
	5 選 举 費	1,801,636
		1,025,302

6	防 災 費	875,974
7	統 計 調 査 費	739,334
8	人 事 委 員 会 費	139,754
9	監 査 委 員 費	172,297
3	民 生 費	48,728,821
1	社 會 福 祉 費	36,978,611
2	兒 童 福 祉 費	10,889,304
3	生 活 保 護 費	749,746
4	災 害 救 助 費	111,160
4	衛 生 費	18,839,660
1	公 衆 衛 生 費	4,229,695
2	環 境 衛 生 費	3,687,411
3	保 健 所 費	1,155,302
4	医 藥 費	9,767,252

5 労 動 費		5,458,415
1 労 政 費		179,817
2 職 業 訓 練 費		1,293,688
3 労 動 力 対 策 費		3,886,582
4 労 動 委 員 会 費		98,328
6 農 林 水 產 業 費		31,386,678
1 農 業 水 產 業 費		4,566,135
2 畜 產 業 費		1,222,384
3 農 地 費		11,472,580
4 林 業 費		14,125,579
7 商 工 費		37,786,679
1 商 工 費		36,787,053
2 観 光 費		999,626
8 土 木 費		64,573,534

1 土木管理費		4,759,359
2 道路橋りょう費		29,442,975
3 河川砂防費		13,483,863
4 都市計画費		
5 住宅宅費		5,380,319
9 警察費		22,436,057
1 警察管理費		20,163,108
2 警察活動費		2,272,949
10 教育費		93,625,501
1 教育総務費		11,207,611
2 小学校費		28,557,508
3 中学校費		16,774,376
4 高等学校費		20,209,176
5 特別支援学校費		6,044,484

6 社会教育費	3,952,259
7 保健体育費	711,415
8 大学費	1,085,063
9 私学振興費	5,083,609
11 災害復旧費	2,523,464
1 農林水産施設災害復旧費	270,514
2 土木施設災害復旧費	2,252,950
12 公債費	84,573,695
1 公債費	84,573,695
13 諸支出金	18,863,243
1 財政調整基金積立金	13,352
2 自然保護基金積立金	284
3 土地開発基金積立金	2,777
4 公共施設整備等基金積立金	51,780

	5 諸 費	18,795,050
14 予 備 費	1 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		461,822,741

第2表 繼続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年 度	年割額
10 教育費	6 社会教育費	新県立図書館整備事業費	5,235,595	平成22年度	1,047,119
				平成23年度	4,167,535
				平成24年度	20,941

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成22年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成22年度公共事業用地の先行	平成22年度から 平成32年度まで	債務保証については、10,200,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	

取得について、山梨県土地開発公社と契約を締結すること。	契約締結額については、1,000,000千円以内
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成23年度 9,565 千円
防災新館整備等事業（PFI事業）について契約を締結すること。	平成22年度から 平成39年度まで 20,000,000 千円
防災新館整備等事業（PFI事業）に係る遂行管理業務について委託契約を締結すること。	平成23年度から 平成25年度まで 24,089 千円
平成22年度に銀行その他の金融機関が、財團法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成22年度から 平成40年度まで 2,306,454千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成22年度に株式会社日本政策金融公庫が、財團法人山梨県林業公社に株式会社日本政策金融公庫資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	借入元本34,032千円の償還期限到来後10箇月の期間満了日において、公庫が弁済を受けなかつた元利合計金額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、	平成22年度 300,000 千円

貸付けを行うこと。

山梨県信用保証協会が、平成15年度に債務保証する経営支援緊急融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。

平成22年度から  
平成32年度まで

金融機関が経営支援緊急融資として総額32,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が、債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の75%以内

山梨県信用保証協会が、平成16年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。

平成22年度から  
平成33年度まで

金融機関が、経営支援緊急融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額2,300,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心

身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内

山梨県信用保証協会が、平成17年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。

平成22年度から  
平成34年度まで

金融機関が、経営支援緊急融資として総額7,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,600,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内

金融機関が、経営支援緊急融資として総額6,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生

山梨県信用保証協会が、平成18年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内

平成22年度から  
平成35年度まで

支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内

山梨県信用保証協会が、平成19年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。

平成22年度から  
平成36年度まで

害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあっては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行つたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内

金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,400,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては経営安定関連保証又は原材料価格保証する資金繰り支援借換融資、経済変動

対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。

平成22年度から  
平成37年度まで

高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。（また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内

山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。

平成22年度から  
平成39年度まで

金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額5,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内

県内中小企業者等の新技術、新製品の研究開発事業（ものづくり産業支援事業）に対し助成すること。	平成22年度から 平成23年度まで	70,000 千円
緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース）について委託契約を締結すること。	平成23年度	26,460 千円
平成22年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成22年度から 平成32年度まで	327,992千円を限度額として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成22年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成42年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成22年度融資に係る農業近代化資金のうち、認定農業者に対する資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成42年度まで	融資限度額 200,000千円の利率年 0.1%以内
平成22年度融資に係る農業災害対策資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成27年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成22年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成37年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成22年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成32年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内

平成22年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成47年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
平成22年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成47年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 0.25%以内
平成22年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成37年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
平成22年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成35年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.27%以内
平成22年度融資に係る畜産経営維持緊急支援資金の利子補給を行うこと。	平成23年度から 平成47年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.27%以内
国庫補助土地改良事業（かんがい排水事業）について国土交通省と協定を締結すること。	平成23年度	254,000 千円
国庫補助土地改良事業（広域農業団地農道整備事業）について請負契約を締結すること。	平成23年度	400,000 千円
国庫補助土地改良事業（広域農業団地農道整備事業）について中日本高速道路株式会社と協定を締結すること。	平成23年度から 平成24年度まで	930,000 千円
平成22年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金につ	平成22年度から	3,067,986千円を限度として貸付けた場合の元利金

いて損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成31年度まで	(遅延利息を含む。)に相当する額
一般国道139号松姫トンネル（仮称）新設工事（北都留郡小菅村）について請負契約を締結すること。	平成23年度から 平成25年度まで	2,000,000 千円
一般国道140号万葉の森トンネル（仮称）新設工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成23年度から 平成24年度まで	1,900,000 千円
主要地方道四日市場上野原線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	100,000 千円
主要地方道上野原丹波山線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	50,000 千円
一般県道敷島竜王線電線共同溝工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	80,000 千円
一般県道野田尻四方津停車場線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	75,000 千円
一般国道139号田元橋（仮称）下部工事（北都留郡小菅村）について請負契約を締結すること。	平成23年度	150,000 千円

主要地方道韋岭南アルプス中央線浅原橋下部工事（中央市、南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	600,000 千円
主要地方道市川三郷身延線黒沢跨線橋（仮称）新設工事（西八代郡市川三郷町）について東海旅客鉄道株式会社と協定を締結すること。	平成23年度	100,000 千円
主要地方道市川三郷身延線岩間跨線橋（仮称）新設工事（西八代郡市川三郷町）について東海旅客鉄道株式会社と協定を締結すること。	平成23年度	100,000 千円
主要地方道市川三郷身延線岩間跨線橋（仮称）新設工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	平成23年度	100,000 千円
一般県道山梨市停車場線重川橋下部工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	80,000 千円

と。

一般県道台ヶ原長坂線花水橋下部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	50,000 千円
一般県道高畠村停車場線院辺橋（仮称）下部工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	300,000 千円
一般国道140号鼓川橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	20,000 千円
一般国道140号新鍛冶屋橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	30,000 千円
一般国道358号芦川大橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	150,000 千円
一般国道358号新聞門橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	150,000 千円
一般国道358号下曾根橋、穏池橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成23年度	200,000 千円
一般国道411号竹の尾橋補修工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成23年度	50,000 千円
主要地方道四日市場上野原線ＪＲ跨線橋補		